

公開用

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 01020000261

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業

代表取締役 須田哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

群馬県知事 大澤 正明

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 平成 29年 7月 2日

許可の有効期限 平成 34年 7月 1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

前橋市及び高崎市の区域を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。）（駐機場所：群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道332番1の一部）

イ 中間処理施設（破碎（移動式））の設置年月日

平成 24年 2月 14日

中間処理施設（破碎（移動式））の許可年月日及び許可番号

平成 24年 1月 27日 群馬県第355-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [408t/日]

がれき類 [736t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のため該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 24年 7月 2日 新規許可

平成 29年 7月 2日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複製厳禁